

令和4年

奈良市議会9月定例会
提出議案

奈良市

目 次

| | | |
|-------------|--|------|
| 奈良市報告第 39 号 | 令和3年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について…………… | 1 |
| 〃 第 40 号 | 令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について…………… | 2 |
| 〃 第 41 号 | 令和3年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て…………… | (別冊) |
| 〃 第 42 号 | 令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 43 号 | 令和3年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 44 号 | 令和3年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 45 号 | 令和3年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 46 号 | 令和3年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 47 号 | 令和3年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 48 号 | 令和3年度奈良市病院事業会計決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 49 号 | 令和3年度奈良市水道事業会計決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 50 号 | 令和3年度奈良市下水道事業会計決算の認定について…………… | (別冊) |
| 〃 第 51 号 | 奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平 成28年度～令和3年度)の報告について…………… | 3 |
| 〃 第 52 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 4 |
| 〃 第 53 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 6 |
| 〃 第 54 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 8 |
| 〃 第 55 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 10 |
| 〃 第 56 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 12 |

| | | |
|-------------|--|-----|
| 奈良市報告第 57 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 14 |
| 〃 第 58 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 16 |
| 〃 第 59 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 18 |
| 〃 第 60 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 20 |
| 〃 第 61 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 22 |
| 〃 第 62 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 24 |
| 〃 第 63 号 | 市長専決処分の報告について…………… | 26 |
| 奈良市議案第 63 号 | 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて…………… | 28 |
| 〃 第 64 号 | 令和 4 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）…………… | 30 |
| 〃 第 65 号 | 令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 35 |
| 〃 第 66 号 | 令和 4 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）…………… | 37 |
| 〃 第 67 号 | 令和 4 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）…………… | 87 |
| 〃 第 68 号 | 令和 4 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）…………… | 92 |
| 〃 第 69 号 | 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて…………… | 101 |
| 〃 第 70 号 | 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 の一部改正について…………… | 105 |
| 〃 第 71 号 | 奈良市職員の定年等に関する条例の一部改正について…………… | 107 |
| 〃 第 72 号 | 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正に ついて…………… | 118 |
| 〃 第 73 号 | 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて…………… | 119 |
| 〃 第 74 号 | 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正につい て…………… | 124 |
| 〃 第 75 号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定について…………… | 130 |
| 〃 第 76 号 | 奈良市手数料条例の一部改正について…………… | 134 |
| 〃 第 77 号 | 奈良市障害者歯科診療所条例の制定について…………… | 137 |
| 〃 第 78 号 | 奈良市立応急診療所条例の一部改正について…………… | 139 |

| | | |
|-------------|---|-----|
| 奈良市議案第 79 号 | 奈良市立学校設置条例の一部改正について…………… | 140 |
| 〳 第 80 号 | 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について…………… | 141 |
| 〳 第 81 号 | 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて…………… | 143 |
| 〳 第 82 号 | 令和3年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について…………… | 144 |
| 〳 第 83 号 | 財産の取得について…………… | 145 |
| 〳 第 84 号 | 財産の取得について…………… | 146 |
| 〳 第 85 号 | 工事請負変更契約の締結について…………… | 147 |
| 〳 第 86 号 | 工事請負契約の一部変更について…………… | 153 |
| 〳 第 87 号 | 和解及び損害賠償の額の決定について…………… | 154 |
| 〳 第 88 号 | 損害賠償の額の決定について…………… | 155 |
| 〳 第 89 号 | 公平委員会の委員の選任について…………… | 156 |
| 奈良市諮問第 7 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… | 158 |
| 〳 第 8 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… | 160 |
| 〳 第 9 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… | 162 |

令和3年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

| 比率名 | 令和3年度決算に基づく 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------------|------------------------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | — | 16.25 |
| 実質公債費比率（3か年平均） | 9.9 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 103.7 | 350.0 |

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

| 会計の名称 | | 令和3年度決算に 基づく資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|---------|-----------------------|---------|
| 法 適 用 | 水道事業会計 | — | 20.0 |
| | 下水道事業会計 | — | |
| | 病院事業会計 | — | |

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和3年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和3年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度～令和3年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年6月23日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月28日午前9時20分頃、奈良市中山町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車と相手方所有の掲示板と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 175,450円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月15日午後8時18分頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 33,220円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月21日午後3時25分頃、奈良市大宮町二丁目地内において発生した、本市の公用車が歩行中の相手方と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 128,724円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年4月25日午前7時15分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の底面が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 55,802円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月9日午前7時30分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 96,210円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年4月4日午前4時40分頃、奈良市西木辻町地内において発生した、本市の救急自動車相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 32,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月26日午前2時28分頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、本市の救急自動車と相手方の普通自動車とが接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 112,706円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 358,920円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が普通自動車と接触し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,905円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が普通自動車と接触し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,815円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月31日午前2時頃、奈良市中町地内において発生した、本市所有の道路用地からの倒木により、民家の屋根が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 334,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年8月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月25日午後3時頃、奈良市あやめ池南一丁目地内において発生した、市道高架底面から剥がれ垂下した鉄板により、走行していた相手方のトラックの荷台が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 156,750円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年7月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,639,175円

令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,913,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,568,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|----------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 12. 地方交付税 | | 17,600,000 ^{千円} | 489,798 ^{千円} | 18,089,798 ^{千円} |
| | 1. 地方交付税 | 17,600,000 | 489,798 | 18,089,798 |
| 15. 使用料及び手数料 | | 2,570,288 | 8,600 | 2,578,888 |
| | 1. 使用料 | 1,777,891 | 8,600 | 1,786,491 |
| 16. 国庫支出金 | | 31,834,036 | 1,443,133 | 33,277,169 |
| | 1. 国庫負担金 | 21,054,590 | 491,454 | 21,546,044 |
| | 2. 国庫補助金 | 4,017,253 | 604,947 | 4,622,200 |
| | 4. 国庫交付金 | 6,615,569 | 346,732 | 6,962,301 |
| 17. 県支出金 | | 10,237,299 | 34,406 | 10,271,705 |
| | 2. 県補助金 | 2,153,827 | 28,206 | 2,182,033 |
| | 4. 県交付金 | 1,547,503 | 6,200 | 1,553,703 |
| 20. 繰入金 | | 396,647 | 4,549,333 | 4,945,980 |
| | 2. 基金繰入金 | 392,493 | 4,549,333 | 4,941,826 |
| 21. 繰越金 | | 289,830 | 2,010,167 | 2,299,997 |
| | 1. 繰越金 | 289,830 | 2,010,167 | 2,299,997 |
| 23. 市債 | | 9,352,500 | 2,378,000 | 11,730,500 |
| | 1. 市債 | 9,352,500 | 2,378,000 | 11,730,500 |
| 歳入合計 | | 141,655,147 | 10,913,437 | 152,568,584 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 2. 総務費 | | 15,394,581 ^{千円} | 4,693,243 ^{千円} | 20,087,824 ^{千円} |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| | 1. 総務管理費 | 10,988,668 ^{千円} | 638,843 ^{千円} | 11,627,511 ^{千円} |
| | 2. 企画費 | 1,774,553 | 4,054,400 | 5,828,953 |
| 3. 民生費 | | 66,253,437 | 1,265,700 | 67,519,137 |
| | 1. 社会福祉費 | 30,380,749 | 343,720 | 30,724,469 |
| | 2. 児童福祉費 | 22,847,232 | 827,258 | 23,674,490 |
| | 3. 生活保護費 | 12,834,590 | 94,722 | 12,929,312 |
| 4. 衛生費 | | 13,132,593 | 2,373,823 | 15,506,416 |
| | 1. 保健衛生費 | 5,639,712 | 1,668,371 | 7,308,083 |
| | 2. 保健所費 | 1,658,391 | 572,752 | 2,231,143 |
| | 3. 清掃費 | 5,685,819 | 132,700 | 5,818,519 |
| 5. 労働費 | | 103,590 | 11,300 | 114,890 |
| | 1. 労働諸費 | 103,590 | 11,300 | 114,890 |
| 7. 商工費 | | 1,454,495 | 63,900 | 1,518,395 |
| | 1. 商工費 | 1,454,495 | 63,900 | 1,518,395 |
| 8. 観光費 | | 1,070,110 | 44,300 | 1,114,410 |
| | 1. 観光費 | 1,070,110 | 44,300 | 1,114,410 |
| 9. 土木費 | | 9,909,439 | 26,000 | 9,935,439 |
| | 2. 道路橋梁費 | 3,532,087 | 26,000 | 3,558,087 |
| 10. 消防費 | | 4,073,146 | 219,200 | 4,292,346 |
| | 1. 消防費 | 4,073,146 | 219,200 | 4,292,346 |
| 11. 教育費 | | 10,976,460 | 1,639,386 | 12,615,846 |
| | 1. 教育総務費 | 3,123,616 | 5,000 | 3,128,616 |
| | 2. 小学校費 | 1,335,280 | 1,006,980 | 2,342,260 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| | 3. 中学校費 | 863,821 ^{千円} | 571,806 ^{千円} | 1,435,627 ^{千円} |
| | 5. 幼稚園費 | 805,013 | 2,000 | 807,013 |
| | 6. 社会教育費 | 1,293,839 | 45,400 | 1,339,239 |
| | 7. 保健体育費 | 2,614,477 | 8,200 | 2,622,677 |
| 13. 公債費 | | 17,499,875 | 576,585 | 18,076,460 |
| | 1. 公債費 | 17,499,875 | 576,585 | 18,076,460 |
| 歳出合計 | | 141,655,147 | 10,913,437 | 152,568,584 |

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------------------|----------------|--------------------------------|
| 経費見直し業務委託 | 令和4年度から令和7年度まで | 経費見直し前後の支払額差額に物価変動による増減額を加算した額 |
| 奈良市中央体育館・中央第二体育館照明設備賃借料 | 令和4年度から令和5年度まで | 7,500 ^{千円} |
| 地域子育て支援拠点事業委託 | 令和4年度から令和9年度まで | 532,260 |

第3表 地方債補正

1. 追加分

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|----------------------|-----------------|--|--|
| 文化振興施設整備事業 | 29,000 ^{千円} | 普通貸借は行 又債券発行 | 5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 計 | 29,000 | | | |

2. 変更分

| 起債の目的 | 限度額 | |
|------------|-----------------------|-------------------------|
| | 補正前 | 補正後 |
| 庁舎等施設整備事業 | 701,500 ^{千円} | 1,024,000 ^{千円} |
| スポーツ施設整備事業 | 208,000 | 421,800 |
| 福祉施設整備事業 | 347,400 | 386,000 |
| 保健衛生施設整備事業 | 62,000 | 71,100 |
| 商工施設整備事業 | 4,000 | 67,900 |
| 観光施設整備事業 | 61,400 | 94,800 |
| 消防施設整備事業 | 167,600 | 239,000 |
| 教育振興施設整備事業 | 54,600 | 59,400 |
| 義務教育施設整備事業 | 261,400 | 1,820,700 |
| 社会教育施設整備事業 | 68,500 | 100,700 |
| 計 | 9,352,500 | 11,701,500 |

令和4年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,736,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|------------|--------------|--------------|
| 6. 繰越金 | | 千円 — | 千円 36,970 | 千円 36,970 |
| | 1. 繰越金 | — | 36,970 | 36,970 |
| 歳入合計 | | 36,700,000 | 36,970 | 36,736,970 |

(註) 「第6款 諸収入」を「第7款 諸収入」に改める。

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------------|--------------|--------------|--------------|
| 7. 諸支出金 | | 千円 39,863 | 千円 36,970 | 千円 76,833 |
| | 1. 還付及び 還付加算金 | 39,363 | 36,970 | 76,333 |
| 歳出合計 | | 36,700,000 | 36,970 | 36,736,970 |

令和4年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ399,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,399,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|------------|---------------|---------------|
| 7. 繰越金 | | 千円 — | 千円 399,193 | 千円 399,193 |
| | 1. 繰越金 | — | 399,193 | 399,193 |
| 歳入合計 | | 35,000,000 | 399,193 | 35,399,193 |

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------------------|--------------|---------------|---------------|
| 5. 諸支出金 | | 千円 11,200 | 千円 399,193 | 千円 410,393 |
| | 1. 償還金及び 還付加算金 | 11,200 | 399,193 | 410,393 |
| 歳出合計 | | 35,000,000 | 399,193 | 35,399,193 |

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| 12 地方交付税 | 17,600,000 | 489,798 | 18,089,798 |
| 15 使用料及び手数料 | 2,570,288 | 8,600 | 2,578,888 |
| 16 国庫支出金 | 31,834,036 | 1,443,133 | 33,277,169 |
| 17 県支出金 | 10,237,299 | 34,406 | 10,271,705 |
| 20 繰入金 | 396,647 | 4,549,333 | 4,945,980 |
| 21 繰越金 | 289,830 | 2,010,167 | 2,299,997 |
| 23 市債 | 9,352,500 | 2,378,000 | 11,730,500 |
| 歳 入 合 計 | 141,655,147 | 10,913,437 | 152,568,584 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|------------|-------------|---|-----------|---------|-----------|---|-------|---------|---|-----|-----------|---|-----|-----------|
| | | | | 特 定 財 源 | | 一 般 財 源 | | | | | | | | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | | | | | | |
| 2 総務費 | 15,394,581 | 4,693,243 | 20,087,824 | 29,735 | 565,300 | | 4,098,208 | | | | | | | | | |
| 3 民生費 | 66,253,437 | 1,265,700 | 67,519,137 | 102,370 | 38,600 | | 1,124,730 | | | | | | | | | |
| 4 衛生費 | 13,132,593 | 2,373,823 | 15,506,416 | 1,205,434 | 9,100 | 8,600 | 1,150,689 | | | | | | | | | |
| 5 労働費 | 103,590 | 11,300 | 114,890 | | | | 11,300 | | | | | | | | | |
| 7 商工費 | 1,454,495 | 63,900 | 1,518,395 | | 63,900 | | — | | | | | | | | | |
| 8 観光費 | 1,070,110 | 44,300 | 1,114,410 | | 33,400 | | 10,900 | | | | | | | | | |
| 9 土木費 | 9,909,439 | 26,000 | 9,935,439 | | | | 26,000 | | | | | | | | | |
| 10 消防費 | 4,073,146 | 219,200 | 4,292,346 | 140,000 | 71,400 | | 7,800 | | | | | | | | | |
| 11 教育費 | 10,976,460 | 1,639,386 | 12,615,846 | | 1,596,300 | 15,886 | 27,200 | | | | | | | | | |
| 13 公債費 | 17,499,875 | 576,585 | 18,076,460 | | | | 576,585 | | | | | | | | | |
| 歳 出 合 計 | 141,655,147 | 10,913,437 | 152,568,584 | 1,477,539 | 2,378,000 | 24,486 | 7,033,412 | | | | | | | | | |
| | | | | 一般財源内訳 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">地方交付税</td> <td style="border: none;">489,798</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">繰入金</td> <td style="border: none;">4,533,447</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">繰越金</td> <td style="border: none;">2,010,167</td> </tr> </table> | | | | { | 地方交付税 | 489,798 | { | 繰入金 | 4,533,447 | { | 繰越金 | 2,010,167 |
| { | 地方交付税 | 489,798 | | | | | | | | | | | | | | |
| { | 繰入金 | 4,533,447 | | | | | | | | | | | | | | |
| { | 繰越金 | 2,010,167 | | | | | | | | | | | | | | |

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---------|------------|---------|------------|---------|---------|-------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 地方交付税 | 17,600,000 | 489,798 | 18,089,798 | 1 地方交付税 | 489,798 | 普通交付税 |
| 計 | 17,600,000 | 489,798 | 18,089,798 | | | |

第12款 地方交付税

第15款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|-------|-----------|-----------------|-------|--------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 衛生使用料 | 402,018 | 8,600 | 410,618 | 1 墓地火葬場費 使用料 | 8,600 | 火葬場使用料 |
| 計 | 1,777,891 | 8,600 | 1,786,491 | | | |

第15款 使用料及び手数料

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|------------|------------|---------|------------|--------------|---------|--|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 2 衛生費国庫負担金 | 1,398,518 | 491,454 | 1,889,972 | 1 保健予防費負担金 | 315,585 | 感染症発生動向調査事業費負担金 感染症入院患者医療費負担金 結核医療費負担金 |
| | | | | 4 保健衛生総務費負担金 | 17,350 | 感染症予防事業費負担金 |
| | | | | 6 予防費負担金 | 158,519 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 |
| 計 | 21,054,590 | 491,454 | 21,546,044 | | | |

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------------|-----------|---------|-----------|-------------|---------|---------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 民生費国庫補助金 | 2,163,866 | 26,666 | 2,190,532 | 2 障害者福祉費補助金 | 23,900 | 障害者総合支援事業費補助金 |
| | | | | 15 学童保育費補助金 | 2,766 | |
| 3 衛生費国庫補助金 | 766,909 | 578,281 | 1,345,190 | 1 予防費補助金 | 578,281 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 |
| 計 | 4,017,253 | 604,947 | 4,622,200 | | | |

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|------------|-----------|---------|-----------|-------------------|---------|-------------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 総務費国庫交付金 | 2,424,736 | 299,234 | 2,723,970 | 1 一般管理費国庫交付金 | 299,234 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 2 民生費国庫交付金 | 3,463,457 | 47,498 | 3,510,955 | 2 高齢者福祉施設整備事業費交付金 | 47,498 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 |
| 計 | 6,615,569 | 346,732 | 6,962,301 | | | |

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|-----------|--------|-----------|-------------------|--------|-----------------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 2 民生費県補助金 | 1,879,322 | 28,206 | 1,907,528 | 3 高齢者福祉施設整備事業費補助金 | 25,440 | 老人福祉施設等施設整備費補助金 | |
| | | | | 9 学童保育費補助金 | 2,766 | 放課後児童健全育成事業費補助金 | |
| 計 | 2,153,827 | 28,206 | 2,182,033 | | | | |

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|-----------|-------|-----------|--------------|-------|-----------------------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 3 衛生費県交付金 | 38,350 | 3,000 | 41,350 | 1 保健衛生総務費交付金 | 3,000 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | |
| 6 教育費県交付金 | 110,000 | 3,200 | 113,200 | 1 幼稚園費交付金 | 3,200 | 教育支援体制整備事業費交付金 | |
| 計 | 1,547,503 | 6,200 | 1,553,703 | | | | |

第17款 県支出金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 財政調整基金繰入金 | — | 4,000,000 | 4,000,000 | 1 財政調整基金繰入金 | 4,000,000 | 財政調整基金繰入金 |
| 2 減債基金繰入金 | 10,279 | 533,447 | 543,726 | 1 減債基金繰入金 | 533,447 | 減債基金繰入金 |
| 5 教育振興基金繰入金 | 3,065 | 15,886 | 18,951 | 1 教育振興基金繰入金 | 15,886 | 教育振興基金繰入金 |
| 計 | 392,493 | 4,549,333 | 4,941,826 | | | |

第20款 繰入金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|---------|-----------|-----------|-------|-----------|---------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | 289,830 | 2,010,167 | 2,299,997 | 1 繰越金 | 2,010,167 | 歳計剰余繰越金 |
| 計 | 289,830 | 2,010,167 | 2,299,997 | | | |

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|-----------|-----------|------------|---------------|-----------|-----------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 総務債 | 909,500 | 565,300 | 1,474,800 | 1 庁舎等施設整備事業債 | 322,500 | 庁舎等施設整備事業債 |
| | | | | 2 文化振興施設整備事業債 | 29,000 | 文化振興施設整備事業債 |
| | | | | 3 スポーツ施設整備事業債 | 213,800 | スポーツ施設整備事業債 |
| 2 民生債 | 360,600 | 38,600 | 399,200 | 1 福祉施設整備事業債 | 38,600 | 高齢者福祉施設整備事業債 児童福祉施設整備事業債 |
| 3 衛生債 | 216,200 | 9,100 | 225,300 | 1 保健衛生施設整備事業債 | 9,100 | 保健衛生施設整備事業債 |
| 5 商工債 | 4,000 | 63,900 | 67,900 | 1 商工施設整備事業債 | 63,900 | 商工施設整備事業債 |
| 6 観光債 | 61,400 | 33,400 | 94,800 | 1 観光施設整備事業債 | 33,400 | 観光施設整備事業債 |
| 8 消防債 | 167,600 | 71,400 | 239,000 | 1 消防施設整備事業債 | 71,400 | 消防施設整備事業債 |
| 9 教育債 | 583,100 | 1,596,300 | 2,179,400 | 1 教育振興施設整備事業債 | 4,800 | 教育振興施設整備事業債 |
| | | | | 2 義務教育施設整備事業債 | 1,559,300 | 小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債 |
| | | | | 4 社会教育施設整備事業債 | 32,200 | 生涯教育施設整備事業債 文化施設整備事業債 |
| 計 | 9,352,500 | 2,378,000 | 11,730,500 | | | |

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|--------------|----|----------|---|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 一般管理費 | 6,758,174 | 108 | 6,758,282 | 108 | 1 | 報酬 | 行政管理経費 |
| | | | | | 8 | 旅費 | |
| 6 財産管理費 | 488,718 | 35,200 | 523,918 | 35,200 | 10 | 需用費 | 庁舎等管理経費 28,400 保健所・教育総合センター管理経費 6,800 |
| 8 自治振興及び出張所並びに連絡所費 | 353,480 | 3,200 | 356,680 | 3,200 | 10 | 需用費 | 西部出張所管理経費 1,500 北部出張所管理経費 1,700 |
| 12 情報管理費 | 863,412 | 29,735 | 893,147 | 29,735 | 1 | 報酬 | 情報化推進事業経費 |
| | | | | (内訳) | 10 | 需用費 | |
| | | | | 国庫支出金 | 11 | 役務費 | |
| | | | | | 12 | 委託料 | |
| | | | | | 13 | 使用料及び賃借料 | |
| 16 スポーツ施設管理費 | 524,654 | 21,800 | 546,454 | 21,800 | 12 | 委託料 | 鴻ノ池陸上競技場等管理経費 9,000 西部生涯スポーツセンター等管理経費 11,000 コミュニティスポーツ施設管理経費 600 都祁スポーツ施設管理経費 1,200 |

第2款 総務費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|----------------|------------|---------|------------|----------------------------|----------|---------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 18 庁舎等施設整備事業費 | 624,019 | 322,500 | 946,519 | 特定財源 (内訳) 市債 | 10 需用費 | 800 | 庁舎等施設整備事業 |
| | | | | | 12 委託料 | 35,000 | |
| | | | | | 14 工事請負費 | 286,700 | |
| 19 スポーツ施設整備事業費 | 260,630 | 226,300 | 486,930 | 特定財源 (内訳) 市債 一般財源 | 12 委託料 | 53,000 | 西部生涯スポーツセンター屋内施設改修事業 134,400 南部生涯スポーツセンター屋内施設改修事業 10,600 コミュニティスポーツ会館整備改修事業 8,000 仮称右京コミュニティスポーツ会館整備事業 10,000 鴻ノ池陸上競技場改修事業 25,000 都祁体育館改修事業 17,600 中央第二武道場改修事業 20,700 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 173,300 | |
| | | | | | | | |
| 計 | 10,988,668 | 638,843 | 11,627,511 | 特定財源 一般財源 | | | |

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|-------------------|-----------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 環境対策費 | 42,974 | 500 | 43,474 | 一般財源 500 | 10 需用費 | 500 | エネルギー政策経費 |
| 5 文化振興費 | 1,023,758 | 24,900 | 1,048,658 | 一般財源 24,900 | 12 委託料 | 24,900 | 写真美術館管理経費 名勝大乗院庭園文化館管理経費 音声館運営管理経費 なら100年会館運営管理経費 ならまちセンター管理経費 西部会館市民ホール管理経費 北部会館市民文化ホール管理経費 奈良市杉岡華邸書道美術館管理経費 都祁交流センター運営管理経費 入江泰吉旧居管理経費 |
| 6 文化振興施設 整備事業費 | 4,000 | 29,000 | 33,000 | 特定財源 (内訳) 市債 29,000 | 10 需用費 | 300 | 文化振興施設整備事業 |
| | | | | | 12 委託料 | 5,000 | |
| | | | | | 14 工事請負費 | 23,700 | |
| 7 地域振興基金 費 | — | 4,000,000 | 4,000,000 | 一般財源 4,000,000 | 22 償還金利子及 び割引料 | 4,000,000 | 地域振興基金経費 |
| 計 | 1,774,553 | 4,054,400 | 5,828,953 | 特定財源 29,000 一般財源 4,025,400 | | | |

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------|------------|---------|------------|---|---------------|---------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 社会福祉総務費 | 1,786,598 | 212,830 | 1,999,428 | 一般財源 212,830 | 12 委託料 | 1,680 | 社会福祉事務経費 都祁福祉センター管理運営経費 月々瀬福祉センター管理運営経費 1,000 |
| | | | | | 22 償還金利子及び割引料 | 211,150 | |
| 3 障害者福祉費 | 13,859,802 | 37,951 | 13,897,753 | 特定財源 (内訳) 国庫支出金 23,900 一般財源 14,051 | 12 委託料 | 2,100 | 障害者支援施設等感染拡大防止経費 35,851 総合福祉センター運営管理経費 2,100 |
| | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 35,851 | |
| 4 老人福祉費 | 1,039,962 | 17,036 | 1,056,998 | 一般財源 17,036 | 12 委託料 | 12,500 | 軽費老人ホーム運営費補助事業経費 4,536 老人福祉センター運営管理経費 12,500 |
| | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 4,536 | |
| 10 高齢者福祉施設整備事業費 | 258,442 | 75,903 | 334,345 | 特定財源 (内訳) 国庫支出金 47,498 県支出金 25,440 市債 2,500 一般財源 465 | 18 負担金補助及び交付金 | 75,903 | 老人福祉施設等整備費補助事業 |
| | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 75,903 | |
| 計 | 30,380,749 | 343,720 | 30,724,469 | 特定財源 99,338 一般財源 244,382 | | | |

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------|-----------|---------|-----------|--|---------------|---------|------------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 児童福祉総務費 | 2,916,455 | 772,614 | 3,689,069 | 一般財源 772,614 | 10 需用費 | 735 | 児童福祉事務経費 子ども医療費助成経費 |
| | | | | | 11 役務費 | 1,564 | |
| | | | | | 12 委託料 | 1,253 | |
| | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 2,307 | |
| | | | | | 22 償還金利子及び割引料 | 766,755 | |
| 3 認定こども園費 | 5,459,833 | 5,700 | 5,465,533 | 一般財源 5,700 | 10 需用費 | 5,700 | 認定こども園運営管理経費 |
| 4 保育所費 | 734,123 | 400 | 734,523 | 一般財源 400 | 10 需用費 | 400 | 保育所運営管理経費 |
| 5 母子福祉費 | 1,736,960 | 231 | 1,737,191 | 一般財源 231 | 10 需用費 | 95 | ひとり親家庭等医療費助成経費 |
| | | | | | 11 役務費 | 136 | |
| 8 学童保育費 | 1,219,085 | 12,213 | 1,231,298 | 特定財源 5,532 | 10 需用費 | 8,300 | 学童保育経費 |
| | | | | (内訳) 国庫支出金 2,766 県支出金 2,766 一般財源 6,681 | 22 償還金利子及び割引料 | 3,913 | |

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------------------|------------|---------|------------|--|--------------------|-----------------|-------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 9 児童福祉施設 整備事業費 | 528,483 | 36,100 | 564,583 | 36,100 特定財源 (内訳) 市債 36,100 | 12 委託料 14 工事請負費 | 5,000 31,100 | パンピーホーム整備事業 |
| 計 | 22,847,232 | 827,258 | 23,674,490 | 特定財源 一般財源 41,632 785,626 | | | |

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------|------------|--------|------------|------------------------|------------------|--------|--------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 生活保護総務費 | 488,590 | 94,722 | 583,312 | 一般財源 94,722 | 22 償還金利子及び 引料 | 94,722 | 生活保護運営対策事業経費 |
| 計 | 12,834,590 | 94,722 | 12,929,312 | 特定財源 一般財源 94,722 | | | |

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|---|---------------|---------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 保健衛生総務費 | 880,895 | 186,225 | 1,067,120 | 特定財源 (内訳) 国庫支出金 108,649 県支出金 3,000 一般財源 77,576 | 10 需用費 | 34,800 | 保健衛生事務経費 医療検査センター運営管理経費 176,925 9,300 |
| | | | | | 11 役務費 | 3,000 | |
| | | | | | 12 委託料 | 97,500 | |
| | | | | | 22 償還金利子及び割引料 | 50,925 | |
| 2 予防費 | 2,495,884 | 1,410,317 | 3,906,201 | 特定財源 (内訳) 国庫支出金 736,800 一般財源 673,517 | 1 報酬 | 2,148 | 予防接種経費 |
| | | | | | 7 報償費 | 10,991 | |
| | | | | | 8 旅費 | 222 | |
| | | | | | 10 需用費 | 4,350 | |
| | | | | | 11 役務費 | 35,894 | |
| | | | | | 12 委託料 | 682,658 | |
| | | | | | 13 使用料及び賃借料 | 537 | |
| 22 償還金利子及び割引料 | 673,517 | | | | | | |

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|--|----------------------------|--------------------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 墓地火葬場費 | 296,537 | 14,300 | 310,837 | 特定財源 8,600 (内訳) 使用料及び手数料 8,600 一般財源 5,700 | 10 需用費 | 14,300 | 墓地火葬場管理経費 |
| 4 診療所費 | 652,463 | 1,400 | 653,863 | 一般財源 1,400 | 12 委託料 | 1,400 | 田原診療所運営管理経費 100 柳生診療所運営管理経費 200 月ヶ瀬診療所運営管理経費 300 都祁診療所運営管理経費 600 興東診療所運営管理経費 200 |
| 5 母子保健費 | 345,963 | 43,929 | 389,892 | 一般財源 43,929 | 10 需用費 11 役務費 19 扶助費 | 42 87 43,800 | 不妊治療費助成経費 39,116 不育症治療費等助成経費 4,813 |
| 8 保健衛生施設 整備事業費 | 134,653 | 9,100 | 143,753 | 特定財源 9,100 (内訳) 市債 9,100 | 12 委託料 14 工事請負費 | 3,000 6,100 | 保健衛生施設整備事業 |
| 9 病院費 | 551,285 | 3,100 | 554,385 | 一般財源 3,100 | 18 負担金補助及 び交付金 | 3,100 | 病院事業会計繰出経費 |
| 計 | 5,639,712 | 1,668,371 | 7,308,083 | 特定財源 863,149 一般財源 805,222 | | | |

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|----------|-----------|---------|-----------|---|-------------------|---------|---|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 保健所総務費 | 589,477 | 50,282 | 639,759 | 一般財源 50,282 | 22 償還金利子及 び割引料 | 50,282 | 保健所事務経費 衛生検査経費 42,298 7,984 |
| 2 保健予防費 | 872,817 | 522,470 | 1,395,287 | 特定財源 (内訳) 国庫支出金 315,585 一般財源 206,885 | 1 報酬 | 24,832 | 感染症予防対策経費 結核医療費公費負担経費 511,070 11,400 |
| | | | | | 4 共済費 | 4,271 | |
| | | | | | 8 旅費 | 1,867 | |
| | | | | | 18 負担金補助及 び交付金 | 100 | |
| | | | | | 19 扶助費 | 491,400 | |
| 計 | 1,658,391 | 572,752 | 2,231,143 | 特定財源 315,585 一般財源 257,167 | | | |

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------------------|-----------|---------|-----------|---|----------|--------|---|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 清掃総務費 | 1,370,927 | 3,600 | 1,374,527 | 一般財源 3,600 | 10 需用費 | 3,600 | 環境清美施設管理経費 |
| 2 塵芥処理費 | 1,724,023 | 2,300 | 1,726,323 | 一般財源 2,300 | 10 需用費 | 2,300 | ごみ収集車両管理経費 |
| 3 最終処分地管 理費 | 307,179 | 3,700 | 310,879 | 一般財源 3,700 | 10 需用費 | 3,700 | 最終処分地事務経費 2,100 南部埋立処分地施設管理経費 1,000 奈良阪埋立処分地施設管理経費 600 |
| 4 環境清美工場 維持管理費 | 1,504,883 | 71,100 | 1,575,983 | 一般財源 71,100 | 10 需用費 | 71,100 | 焼却炉管理経費 60,700 破砕機管理経費 10,400 |
| 5 し尿処理費 | 456,475 | 7,100 | 463,575 | 一般財源 7,100 | 10 需用費 | 7,100 | 衛生浄化センター管理経費 |
| 6 清美費 | 15,359 | 500 | 15,859 | 一般財源 500 | 10 需用費 | 500 | 清美車両管理経費 |
| 7 清掃施設整備 事業費 | 306,973 | 44,400 | 351,373 | 特定財源 44,400 (内訳) 国庫支出金 44,400 | 10 需用費 | 70 | 清掃施設整備事業 34,100 焼却処理施設整備事業 9,900 南部埋立処分地整備事業 400 |
| 計 | 5,685,819 | 132,700 | 5,818,519 | 特定財源 44,400 一般財源 88,300 | 14 工事請負費 | 44,330 | |

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|--------|---------|--------|---------|-----------------------------|--------|--------|----------------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 労働諸費 | 103,590 | 11,300 | 114,890 | 一般財源 11,300 | 12 委託料 | 11,300 | 奈良市勤労者総合福祉センター運営管理経費 |
| 計 | 103,590 | 11,300 | 114,890 | 特定財源 0 一般財源 11,300 | | | |

第5款 労働費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------|-----------|--------|-----------|--|--------------------|-----------------|----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 6 商工施設整備 事業費 | 8,000 | 63,900 | 71,900 | 63,900 特定財源 (内訳) 市債 63,900 | 12 委託料 14 工事請負費 | 6,000 57,900 | 商工施設整備事業 |
| 計 | 1,454,495 | 63,900 | 1,518,395 | 特定財源 一般財源 63,900 0 | | | |

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源 | の内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------------|-----------|--------|-----------|--------------------|------------------|--------------------|-----------------|---|
| | | | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 観光振興費 | 786,669 | 10,900 | 797,569 | 一般財源 | 10,900 | 12 委託料 | 10,900 | 柳生の里観光施設運営管理経費 針テラス運営管理経費 月ヶ瀬温泉運営管理経費 奈良町観光施設運営管理経費 200 600 10,000 100 |
| 3 観光施設整備 事業費 | 72,687 | 33,400 | 106,087 | 特定財源 (内訳) 市債 | 33,400 33,400 | 12 委託料 14 工事請負費 | 6,000 27,400 | 観光施設整備事業 |
| 計 | 1,070,110 | 44,300 | 1,114,410 | 特定財源 一般財源 | 33,400 10,900 | | | |

第8款 観光費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-----------|-----------|--------|-----------|-----------------------------|--------|--------|---------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 道路橋梁総務費 | 994,463 | 26,000 | 1,020,463 | 一般財源 26,000 | 10 需用費 | 26,000 | 街路灯管理経費 |
| 計 | 3,532,087 | 26,000 | 3,558,087 | 特定財源 一般財源 0 26,000 | | | |

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|---------|-----------|---|------------------------------|--------------------------|---|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 常備消防費 | 3,710,850 | 7,800 | 3,718,650 | 一般財源 7,800 | 10 需用費 | 7,800 | 消防庁舎管理経費 4,700 防災センター運営管理経費 1,100 消防活動経費 2,000 |
| 5 消防施設費 | 207,071 | 211,400 | 418,471 | 特定財源 211,400 (内訳) 国庫支出金 140,000 市債 71,400 | 10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 | 500 10,000 200,900 | 消防施設整備事業 |
| 計 | 4,073,146 | 219,200 | 4,292,346 | 特定財源 211,400 一般財源 7,800 | | | |

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------------|-----------|-------|-----------|-----------------------------|---------------|-------|------------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 教育委員会費 | 1,467,653 | 200 | 1,467,853 | 200 一般財源 | 22 償還金利子及び割引料 | 200 | 教育委員会事務経費 |
| 5 教育振興施設整備事業費 | 54,600 | 4,800 | 59,400 | 4,800 特定財源 (内訳) 市債 | 12 委託料 | 2,000 | 教育振興施設整備事業 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 2,800 | |
| 計 | 3,123,616 | 5,000 | 3,128,616 | 特定財源 一般財源 | | | |

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------------------|-----------|----|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 小学校管理費 | 836,350 | 13,480 | 849,830 | 特定財源 9,880 (内訳) 繰入金 9,880 一般財源 3,600 | 10 需用費 3,600 17 備品購入費 9,880 | 小学校運営管理経費 | |
| 4 小学校施設整備 事業費 | 191,818 | 993,500 | 1,185,318 | 特定財源 993,500 (内訳) 市債 993,500 | 10 需用費 400 14 工事請負費 993,100 | 小学校施設整備事業 | |
| 計 | 1,335,280 | 1,006,980 | 2,342,260 | 特定財源 1,003,380 一般財源 3,600 | | | |

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|------------------|---------|---------|-----------|-------------------------------|----------|---------|-----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 中学校管理費 | 441,590 | 6,006 | 447,596 | 特定財源 (内訳) 繰入金 6,006 | 17 備品購入費 | 6,006 | 中学校運営管理経費 |
| 4 中学校施設整備 事業費 | 193,406 | 565,800 | 759,206 | 特定財源 (内訳) 市債 565,800 | 14 工事請負費 | 565,800 | 中学校施設整備事業 |
| 計 | 863,821 | 571,806 | 1,435,627 | 特定財源 一般財源 571,806 0 | | | |

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|--------|---------|-------|---------|--|--------|-------|-----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 幼稚園費 | 805,013 | 2,000 | 807,013 | 一般財源 国庫支出金 △3,200 県支出金 3,200 | 10 需用費 | 2,000 | 幼稚園運営管理経費 |
| 計 | 805,013 | 2,000 | 807,013 | 特定財源 一般財源 0 2,000 | | | |

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|----------------------------------|----------|--------|--|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 青少年育成費 | 119,154 | 400 | 119,554 | 一般財源 400 | 12 委託料 | 400 | 黒髪山ギャンブルフィールド運営管理経費 100 青少年野外活動センター運営管理経費 300 |
| 4 公民館費 | 678,233 | 10,300 | 688,533 | 一般財源 10,300 | 10 需用費 | 2,200 | 公民館運営管理経費 |
| | | | | | 12 委託料 | 8,100 | |
| 5 図書館費 | 232,613 | 2,500 | 235,113 | 一般財源 2,500 | 10 需用費 | 2,500 | 中央図書館管理経費 100 西部図書館管理経費 1,700 北部図書館管理経費 700 |
| 10 社会教育施設 整備事業費 | 71,530 | 32,200 | 103,730 | 特定財源 (内訳) 市債 32,200 | 12 委託料 | 10,000 | 社会教育施設整備事業 10,900 図書館整備事業 16,000 |
| | | | | | 14 工事請負費 | 22,200 | 埋蔵文化財調査センター整備事業 5,300 |
| 計 | 1,293,839 | 45,400 | 1,339,239 | 特定財源 一般財源 32,200 13,200 | | | |

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|-------|-----------|----------------------------|--------|-------|----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 学校給食費 | 2,431,383 | 8,200 | 2,439,583 | 一般財源 8,200 | 10 需用費 | 8,200 | 学校給食事務経費 |
| 計 | 2,614,477 | 8,200 | 2,622,677 | 特定財源 0 一般財源 8,200 | | | |

第11款 教育費

第13款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|------|------------|---------|------------|-------------------------|---------------------------|------------------------------|-----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 元金 | 16,791,775 | 576,585 | 17,368,360 | 一般財源 576,585 | 21 補償補填及び 賠償金 2,769 | 22 償還金利子及 び割引料 573,816 | 長期債元金償還経費 |
| 計 | 17,499,875 | 576,585 | 18,076,460 | 特定財源 一般財源 576,585 | | | |

第13款 公債費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

| 区分 | 職員数(人) | 給 | | | 与 | | 共済費 | 合計 | 備考 |
|-----|-------------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|----|----|
| | | 報酬 | 給料 | 職員手当 | 計 | | | | |
| 補正後 | 201 [2,418] | 2,701,389 | 508,725 | 353,192 | 3,563,306 | 525,680 | 4,088,986 | | |
| 補正前 | 201 [2,387] | 2,674,409 | 508,725 | 353,192 | 3,536,326 | 521,409 | 4,057,735 | | |
| 比較 | [31] | 26,980 | | | 26,980 | 4,271 | 31,251 | | |

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

| 区分 | 通勤手当 | 超過勤務手当 | 特殊勤務手当 | 期末手当 |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 職員手当の内訳 | 16,236 | 13,776 | 1,094 | 322,086 |
| 比較 | 16,236 | 13,776 | 1,094 | 322,086 |

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

| 区分 | 増減額 | 増減事由別内訳 | 説明 | 備考 |
|----|--------|------------|--------|----|
| 報酬 | 26,980 | 給与改定に伴う増減分 | | |
| | | その他の増減分 | 26,980 | |

上記以外の非常勤特別職の報酬

| 款 | 名 称 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-------|-------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 人 員 | 予 算 額 | 人 員 | 予 算 額 |
| 総 務 費 | プロポーザル審査会委員 | 人 20 | 千円 460 | 人 26 | 千円 610 |
| | 合 計 | 3,421 | 112,127 | 3,427 | 112,277 |

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの 支出(見込)額 | | 当該年度以降の 支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------|-----|----------------------------|------------|-------------|-------|-------|---------|---------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | | | | 国 庫 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 経 費 見 直 し 業 務 委 託 | 経費見直し前後の支払額差額に物価変動による増減額を加算した額 | | | 令和4年度 から 令和7年度 まで | 限度額 に同じ | | | | | 全 額 |
| 奈良市中央体育館・中央第二 体育館照明設備賃借料 | 7,500 | | | 令和4年度 から 令和5年度 まで | 7,500 | | | | | 7,500 |
| 地域子育て支援拠点事業委託 | 532,260 | | | 令和4年度 から 令和9年度 まで | 532,260 | 394,284 | | | | 137,976 |

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

| 区 分 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-----------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 当該年度中増減見込み | 当該年度末現在高見込額 | 当該年度中増減見込み | 当該年度末現在高見込額 |
| | 当該年度中起債見込額 | | 当該年度中起債見込額 | |
| 1. 普 通 債 | 5,241,900 | 92,396,531 | 7,548,500 | 94,703,131 |
| (2) 教 育 | 791,100 | 24,999,997 | 2,601,200 | 26,810,097 |
| (4) そ の 他 | 1,361,800 | 32,882,867 | 1,858,300 | 33,379,367 |
| 3. そ の 他 | 4,067,600 | 93,342,324 | 4,139,000 | 93,413,724 |
| (1) 消 防 | 167,600 | 1,907,598 | 239,000 | 1,978,998 |
| 合 計 | 9,352,500 | 185,970,844 | 11,730,500 | 188,348,844 |

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

| (歳 入) | 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 6 | 繰越金 | - | 36,970 | 36,970 |
| | 歳 入 合 計 | 36,700,000 | 36,970 | 36,736,970 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | |
|---------|------------|--------|------------|----------|-------|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |
| 7 諸支出金 | 39,863 | 36,970 | 76,833 | | | 36,970 |
| 歳 出 合 計 | 36,700,000 | 36,970 | 36,736,970 | | | 36,970 |
| | | | | 一般財源内訳 | 繰越金 | 36,970 |

2. 歳入

第6款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | — | 36,970 | 36,970 | 1 繰越金 | 36,970 | 歳計剰余繰越金 |
| 計 | — | 36,970 | 36,970 | | | |

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------|--------|--------|--------|------------------------|-------------------|--------|-----------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 償還金 | — | 36,970 | 36,970 | 一般財源 36,970 | 22 償還金利子及 び割引料 | 36,970 | 国民健康保険償還金 |
| 計 | 39,363 | 36,970 | 76,333 | 特定財源 一般財源 36,970 | | | |

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 7 繰越金 | - | 399,193 | 399,193 |
| 歳 入 合 計 | 35,000,000 | 399,193 | 35,399,193 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|---------|------------|---------|------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 5 諸支出金 | 11,200 | 399,193 | 410,393 | | | 一 般 財 源 | 399,193 | |
| 歳 出 合 計 | 35,000,000 | 399,193 | 35,399,193 | | | | 399,193 | |
| | | | | | | 一般財源内訳 | 繰越金 | 399,193 |

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|---|
| | | | | 区 | 分 | | |
| 1 繰越金 | — | 399,193 | 399,193 | 1 繰越金 | 399,193 | 歳計剰余繰越金 | |
| 計 | — | 399,193 | 399,193 | | | | |

介護保険特別会計

3. 歳出
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の 財源内訳 | 節 | | 説明 |
|-------|--------|---------|---------|-------------------------|----------------------|---------|-------|
| | | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 償還金 | — | 399,193 | 399,193 | 一般財源 399,193 | 償還金利子及 び割引料 22 | 399,193 | 償還金経費 |
| 計 | 11,200 | 399,193 | 410,393 | 特定財源 一般財源 399,193 | | | |

介護保険特別会計

令和4年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | | （計） |
|------------|-------------|----------|---|-------------|
| | | 収 | 入 | |
| 第1款 病院事業収益 | 2,501,407千円 | 21,123千円 | | 2,522,530千円 |
| 第2項 医業外収益 | 2,292,749千円 | 3,100千円 | | 2,295,849千円 |
| 第4項 特別利益 | 6,928千円 | 18,023千円 | | 24,951千円 |
| | | 支 出 | | |
| 第1款 病院事業費用 | 2,567,100千円 | 21,123千円 | | 2,588,223千円 |
| 第1項 医業費用 | 2,417,943千円 | 3,100千円 | | 2,421,043千円 |
| 第4項 特別損失 | 4,034千円 | 18,023千円 | | 22,057千円 |

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和4年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和4年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）参考書
3. 奈良市病院事業注記表

令和4年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|----------|-------------|-----------|--------|-----------|-------------|
| 1. 病院事業収 | | | 2,501,407 | 21,123 | 2,522,530 | |
| | 2. 医業外収益 | | 2,292,749 | 3,100 | 2,295,849 | |
| | | 4. 他会計負担金 | 324,317 | 3,100 | 327,417 | 一般会計負担金 |
| | 4. 特別利益 | | 6,928 | 18,023 | 24,951 | |
| | | 1. 過年度損益修正益 | 3,334 | 18,023 | 21,357 | 指定管理者からの返還金 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|---------|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|
| 1. 病院事業費 | | | 2,567,100 | 21,123 | 2,588,223 | |
| | 1. 医業費用 | | 2,417,943 | 3,100 | 2,421,043 | |
| | | 2. 経 費 | 2,117,799 | 3,100 | 2,120,899 | 交付金 |
| | 4. 特別損失 | | 4,034 | 18,023 | 22,057 | |
| | | 1. 過年度損益修正損 | 4,034 | 18,023 | 22,057 | 過年度県補助金返還 |

令和4年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 節 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 | |
|----------------|-----------------|-------------------|------------------|----------------|---------|-----------|---------|--------|
| 1. 病院事業 収 益 | | | | 2,501,407 | 21,123 | 2,522,530 | | |
| | 2. 医 業 外 収 益 | | | 2,292,749 | 3,100 | 2,295,849 | | |
| | | 4. 他 会 計 負 担 金 | | | 324,317 | 3,100 | 327,417 | |
| | | | 一 般 会 計 負 担 金 | | 324,317 | 3,100 | 327,417 | |
| | 4. 特別利益 | | | | 6,928 | 18,023 | 24,951 | |
| | | 1. 過年度損益 修 正 益 | | | 3,334 | 18,023 | 21,357 | |
| | | | | 過年度損益 修 正 益 | | 3,334 | 18,023 | 21,357 |

支 出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 目 | 節 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 | |
|----------------|---------|-------------------|---|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 病院事業 費 用 | | | | 2,567,100 | 21,123 | 2,588,223 | | |
| | 1. 医業費用 | | | 2,417,943 | 3,100 | 2,421,043 | | |
| | | 2. 経 費 | | | 2,117,799 | 3,100 | 2,120,899 | |
| | | | | 交 付 金 | | 2,115,568 | 3,100 | 2,118,668 |
| | 4. 特別損失 | | | | 4,034 | 18,023 | 22,057 | |
| | | 1. 過年度損益 修 正 損 | | | 4,034 | 18,023 | 22,057 | |
| | | | | 過年度損益 修 正 損 | | 4,034 | 18,023 | 22,057 |

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位：千円)

| | 病院 | 看護専門学校 | 合計 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 事業収益 | 58,625 | 143,105 | 201,730 |
| 事業費用 | 2,422,543 | 143,210 | 2,565,753 |
| 事業損益 | △ 2,363,918 | △ 105 | △ 2,364,023 |
| 経常損益 | △ 68,482 | △ 105 | △ 68,587 |
| セグメント資産 | 7,767,267 | 143,867 | 7,911,134 |
| セグメント負債 | 7,303,892 | 117,695 | 7,421,587 |
| その他の項目 | | | |
| 他会計繰入金 | 458,498 | 95,887 | 554,385 |
| 減価償却費 | 272,136 | 192 | 272,328 |

令和4年度奈良市水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| （項 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|----------------|-------------|------------|-------------|
| 4. 主要な建設改良事業 | 3,650,322千円 | △208,230千円 | 3,442,092千円 |
| (7) 都祁地域建設改良費 | 704,334千円 | △131,010千円 | 573,324千円 |
| (8) 月ヶ瀬地域建設改良費 | 487,171千円 | △ 77,220千円 | 409,951千円 |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,495,000千円」を「不足する額2,356,180千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,435,553千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,296,733千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| 収 入 | | | |
| 第1款 資本的収入 | 2,542,000千円 | △ 69,410千円 | 2,472,590千円 |
| 第3項 補助金 | 257,546千円 | △ 69,410千円 | 188,136千円 |
| 支 出 | | | |
| 第1款 資本的支出 | 5,037,000千円 | △208,230千円 | 4,828,770千円 |
| 第1項 建設改良費 | 3,857,968千円 | △208,230千円 | 3,649,738千円 |

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

| 款 | 項 | 事業名 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 総 額 | 年度 | 年割額 | 総 額 | 年度 | 年割額 |
| 資本的支出 | 建 改 良 設 費 | 都祁水道事業 中央監視制御 システム更新 工 事 | 千円 | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| | | | 436,700 | 4 | 174,680 | 436,700 | 4 | 43,670 |
| | | | | 5 | 262,020 | | 5 | 131,010 |
| | | 257,400 | 4 | 102,960 | 257,400 | 4 | 25,740 | |
| | | | 5 | 154,440 | | 5 | 77,220 | |
| | | | | | | 6 | 154,440 | |

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和4年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

令和4年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|----------|--------------|-----------|---------|-----------|-----|
| 1. 資本的収入 | | | 2,542,000 | △69,410 | 2,472,590 | |
| | 3. 補 助 金 | | 257,546 | △69,410 | 188,136 | |
| | | 1. 国・県その他補助金 | 257,546 | △69,410 | 188,136 | |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|----------|---------------------|-----------|----------|-----------|-----|
| 1. 資本的支出 | | | 5,037,000 | △208,230 | 4,828,770 | |
| | 1. 建設改良費 | | 3,857,968 | △208,230 | 3,649,738 | |
| | | 7. 都 祁 地 域 建設改良費 | 704,334 | △131,010 | 573,324 | |
| | | 8. 月ヶ瀬地域 建設改良費 | 487,171 | △77,220 | 409,951 | |

令和4年度奈良市水道事業会計補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 当年度純利益（△は純損失） | 311,263 |
| 減価償却費 | 2,997,424 |
| 引当金の増減額（△は減少） | 16,232 |
| 長期前受金戻入額 | △ 1,340,895 |
| 受取利息 | △ 100 |
| 支払利息 | 172,634 |
| 固定資産除却損（撤去工事費除く） | 195,522 |
| 未収金の増減額（△は増加） | 195,274 |
| 未収消費税等の増減額（△は増加） | △ 124,526 |
| 前払金の増減額（△は増加） | 144,549 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △ 7,597 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | △ 36,040 |
| その他流動資産の増減額（△は増加） | △ 1 |
| 小計 | 2,523,739 |
| 利息の受取額 | 100 |
| 利息の支払額 | △ 172,634 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 2,351,205 |
| 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 3,584,498 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 2,779 |
| 補助金による収入 | 171,033 |
| 負担金による収入 | 293,573 |
| 分担金による収入 | 253,919 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 2,863,194 |
| 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 一時借入れによる収入 | 500,000 |
| 一時借入金の返済による支出 | △ 500,000 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 | 1,784,900 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △ 1,122,145 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 662,755 |
| 資金増加額 | 150,766 |
| 資金期首残高 | 6,749,911 |
| 資金期末残高 | 6,900,677 |

令和4年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（令和5年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

| | | |
|---------------|---------------------|----------------|
| イ 土 地 | | 4,145,143 |
| ロ 建 物 | 4,591,569 | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 2,328,674</u> | 2,262,895 |
| ハ 構 築 物 | 94,003,462 | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 50,094,193</u> | 43,909,269 |
| ニ 機 械 及 び 装 置 | 20,540,448 | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 15,491,030</u> | 5,049,418 |
| ホ 車 両 運 搬 具 | 129,718 | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 88,915</u> | 40,803 |
| ヘ 器 具 備 品 | 170,041 | |
| 減価償却累計額 | <u>△ 109,419</u> | 60,622 |
| ト 建 設 仮 勘 定 | | <u>188,614</u> |

有形固定資産合計 55,656,764

(2) 無 形 固 定 資 産

| | | |
|-------------|--|------------------|
| イ ダ ム 使 用 権 | | 16,911,862 |
| ロ その他無形固定資産 | | <u>1,006,187</u> |

無形固定資産合計 17,918,049

(3) 投 資

| | | |
|---------|--|--------------|
| イ 出 資 金 | | <u>3,175</u> |
|---------|--|--------------|

投資合計 3,175

固 定 資 産 合 計

73,577,988

2. 流 動 資 産

| | | |
|-------------|--|-----------|
| (1) 現 金 預 金 | | 6,900,677 |
|-------------|--|-----------|

| | | |
|-----------|-----------------|---------|
| (2) 未 収 金 | 848,683 | |
| 貸倒引当金 | <u>△ 48,079</u> | 800,604 |

| | | |
|-----------|--|--------|
| (3) 貯 蔵 品 | | 14,888 |
|-----------|--|--------|

| | | |
|-------------|--|--------------|
| (4) その他流動資産 | | <u>1,062</u> |
|-------------|--|--------------|

流動資産合計 7,717,231

資 産 合 計 81,295,219

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

13,250,705

企業債合計

13,250,705

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

1,289,530

引当金合計

1,289,530

固定負債合計

14,540,235

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,115,084

企業債合計

1,115,084

(2) 未払金

357,057

(3) 前受金

21,716

(4) 引当金

イ 賞与引当金

100,679

引当金合計

100,679

(5) 預り金

486,957

流動負債合計

2,081,493

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

53,974,800

(2) 収益化累計額

△ 26,442,968

27,531,832

繰延収益合計

27,531,832

負債合計

44,153,560

資 本 の 部

| | | |
|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 6. 資 本 金 | | 14,982,951 |
| 7. 剰 余 金 | | |
| (1) 資 本 剰 余 金 | | |
| イ 受 贈 財 産 評 価 額 | 1,364,952 | |
| ロ 諸 補 助 金 | 106,602 | |
| ハ 分 担 金 | 5,401,638 | |
| ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入 | <u>11,743,704</u> | |
| 資 本 剰 余 金 合 計 | | 18,616,896 |
| (2) 利 益 剰 余 金 | | |
| イ 減 債 積 立 金 | 1,000,000 | |
| ロ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金 | 2,000,000 | |
| ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | <u>541,812</u> | |
| 利 益 剰 余 金 合 計 | | <u>3,541,812</u> |
| 剰 余 金 合 計 | | <u>22,158,708</u> |
| 資 本 合 計 | | <u>37,141,659</u> |
| 負 債 資 本 合 計 | | <u><u>81,295,219</u></u> |

令和4年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|--------|--------------|---------------|-----------|---------|-----------|-----|
| 1. 資本的収入 | | | | 2,542,000 | △69,410 | 2,472,590 | |
| | 3. 補助金 | | | 257,546 | △69,410 | 188,136 | |
| | | 1. 国・県その他補助金 | | 257,546 | △69,410 | 188,136 | |
| | | | (1) 国・県その他補助金 | 257,546 | △69,410 | 188,136 | |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------|----------|---------------|------------|-----------|----------|-----------|-----|
| 1. 資本的支出 | | | | 5,037,000 | △208,230 | 4,828,770 | |
| | 1. 建設改良費 | | | 3,857,968 | △208,230 | 3,649,738 | |
| | | 7. 都祁地域建設改良費 | | 704,334 | △131,010 | 573,324 | |
| | | | (25) 工事請負費 | 704,334 | △131,010 | 573,324 | |
| | | 8. 月ヶ瀬地域建設改良費 | | 487,171 | △77,220 | 409,951 | |
| | | | (25) 工事請負費 | 487,171 | △77,220 | 409,951 | |

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育

する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の適用の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、措置が講じられたことに準じ、本市の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行おうとするものである。

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 の一部改正について

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（降給に関する経過措置）

- 3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）附則第4項の規定による降給を除く。以下同じ。）」とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、降給に関する所要の規定の整備を行

おうとするものである。

奈良市職員の定年等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に

改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第22条に規定する管理職手当を支給される職員の職（診療所、保健所等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時

間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初

日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の奈良市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該

職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、市長が規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す

ることができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準

じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとし

た場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新

条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（奈良市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条 奈良市職員の再任用に関する条例（平成13年奈良市条例第4号）は、廃止する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上げを実施するとともに、これに伴う諸制度を導入するため所要の改正を行おうとするものである。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「刑事裁判」を「刑事裁判所」に改める。

第5条中「以内とし、」を「以下の期間、その発令の日に受ける」に、「以内とする」を「以下を減ずるものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、減給の効果に関する所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2を削る。

第16条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を、「得た額（以下）」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者が」を「当該職員が」に、「、その者の」を「、当該職員の」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5

項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条」を「第7条第1項から第8項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第26項の次に次の8項を加える。

(定年引上げに伴う給与に関する特例)

27 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第29項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第3条ただし書に掲げる職員
- (3) 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

29 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の

職への降任をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月

額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 | 基準給 料月額 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 | 441,000 | 521,400 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第27項から第34項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第7条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第16条の4第2項、第17条第3項及び第24条第3項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第24条第3項の規定を適用する。
- 8 新条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項から第8項まで、第11条から第15条まで、第16条第3項及び第16条の3の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 10 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上げを実施するに当たり、その給与に関し、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。」を削る。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第12条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、

市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第8項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第8項中「及び附則第11項」を「並びに附則第11項及び第14項から第22項まで」に改める。

附則第9項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第10項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則第13項の前の見出しを削る。

附則第14項中「第12項」を「第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第13項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則第12項の次に次の10項を加える。

13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「

又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第16項に規定する職員以外の者であつて奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、令和4年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の3月31日とする。）」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項に規定する職員以外の者であつて令和4年旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条

の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

| | |
|-------------------|-----|
| 附則第16項に規定する職員以外の者 | 60歳 |
| 附則第16項に規定する職員 | 65歳 |

20 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者

の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第4項及び第8項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
- 3 新条例第12条第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後に新条例第12条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上げを実施するに当たり、その退職手当に関し、所要の規定の整備を行おうとするものである。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（暫定再任用職員に関する特例）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の1条を加える。

（暫定再任用職員に関する特例）

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1条を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「奈良市職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の4第2項中「同条例第16条の4第2項第2号」を「同号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短

時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年引上げに関し、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第71項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第76の3の4項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第76の3の5項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第76の5項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同表第76の7項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定」の次に「又は同法第8条第2項において準用する同法第5条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持

保全計画の変更の認定」を加え、

| | |
|---------------------------------|---|
| 「 イ 第2号等変更の場合 9,000円 」 | を |
|---------------------------------|---|

| |
|--|
| 「 イ 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 6条第1項第2号、第 |
|--|

| | | | |
|---|----|------------------------------------|---|
| <p>5号、第6号又は第7号に係る変更（以下この項において「第7号等変更」という。）の場合</p> <p>9,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>11,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>11,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>16,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>16,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>24,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>24,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>47,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>47,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>63,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>63,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>78,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>78,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>141,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> <p>141,000円</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>188,000円</p> | を |
| <p>イ 第7号等変更の場合</p> | に、 | <p>イ 第2号等変更の場合</p> | を |

188,000円 | 235,000円 |

「イ 第7号等変更の場合
235,000円」に改め、同表第76の10項中「長期優良住宅建築等計

画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う引用条文の整理を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されることに係る申請手数料を定めるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市障害者歯科診療所条例の制定について

奈良市障害者歯科診療所条例を次のように制定しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者歯科診療所条例

(設置)

第1条 障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。）の歯科保健の向上を図るため、障害者歯科診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 障害者歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|----------------|
| みどりの家歯科診療所 | 奈良市柏木町519番地の28 |

(診療科目)

第3条 障害者歯科診療所の診療科目は、歯科とする。

(診療時間及び休診日)

第4条 障害者歯科診療所の診療時間は、午前9時から正午までとする。

2 障害者歯科診療所の休診日は、次のとおりとする。

- (1) 第1木曜日
- (2) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は休診日であっても診療を行うことができる。

(事業)

第5条 障害者歯科診療所は、障害者の歯科医療相談及び歯科診療に関する事業その他市長が必要と認める事業を行う。

(利用者)

第6条 障害者歯科診療所の利用者は、障害者その他市長が必要と認める者とする。

(使用料等)

第7条 障害者歯科診療所において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

2 奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中イを削り、同号中ウをイとし、エをウとする。

第4条の2第1項第1号中「及び第4号」を削り、同項第2号中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

第4条の3第2項及び第3項中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

別表第1障がい者福祉センターみどりの家の部みどりの家歯科診療所の項を削り、同部みどりの家はり・きゆう治療所の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

(提案理由)

総合福祉センターからみどりの家歯科診療所が移転することに伴い、所要の規定を整備しようとするものである。

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「奈良市左京五丁目3番地の1」を「奈良市柏木町519番地の28」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

休日歯科応急診療所の移転に伴い、その位置を改めようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表幼稚園の部奈良市立大宮幼稚園の項、奈良市立明治幼稚園の項、奈良市立登美ヶ丘幼稚園の項及び奈良市立大安寺西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園の一部を再編するための規定を整備しようとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1号中「交通機関」を「この条において「交通機関」に改め、「料金」の次に「（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、同条第2号中「自転車等」を「この条において「自転車等」に改める。

第13条第2項第4号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 職員（地方公務員法第22条の2第1項及び第22条の4第1項並びに附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項及び第28項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

3 新条例第18条の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、60歳を超えて勤務する企業職員の給与の取扱いに関し、必要な規定を設けるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年奈良市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保険外併用療養費（医科）の項中「5, 500 円」を「7, 700 円」に、「2, 750 円」を「3, 300 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 4 年度診療報酬に係る厚生労働省告示の改正に伴い、大規模な病院に対する患者集中を抑制するため、保険外併用療養費の改定を行おうとするものである。

令和3年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和3年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金2,630,549,337円のうち、1,000,000,000円を減債積立金に、400,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また1,000,000,000円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

| 名 称 | 種 類 | 数 量 |
|----------|---------------------|-----|
| 消防ポンプ自動車 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型 | 1 台 |

2. 契約金額 35,970,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ関西支店
支店長 土居 典生

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

| 名 称 | 種 類 | 数 量 |
|-------|-------------|-----|
| 救急自動車 | 災害対応特殊救急自動車 | 1 台 |

2. 契約金額 24,750,000円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町二丁目269番地
奈良トヨタ株式会社
代表取締役 菊池 攻

工事請負変更契約の締結について

橋梁耐震補強工事（西部第600号線（大和架道橋）他）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 橋梁耐震補強工事（西部第600号線（大和架道橋）他）
- 2 契約金額 変更前 148,280,000円
変更後 150,367,800円
- 3 契約の相手方 奈良市三条町511
大鉄工業株式会社奈良営業所
所長 今中 富博

橋梁耐震補強工事（西部第600号線（大和架道橋）他）の概要

1. 工事場所 奈良市千代ヶ丘一丁目地内他

2. 工事規模 橋梁耐震補強工事

（大和架道橋） 橋長 車道橋 L = 20.7 m

側歩道橋 L = 30.0 m

（学園大和歩道橋） 橋長 L = 28.0 m

工場製作工 一式

工場製品輸送工 一式

舗装工 一式

区画線工 一式

道路附属施設工 一式

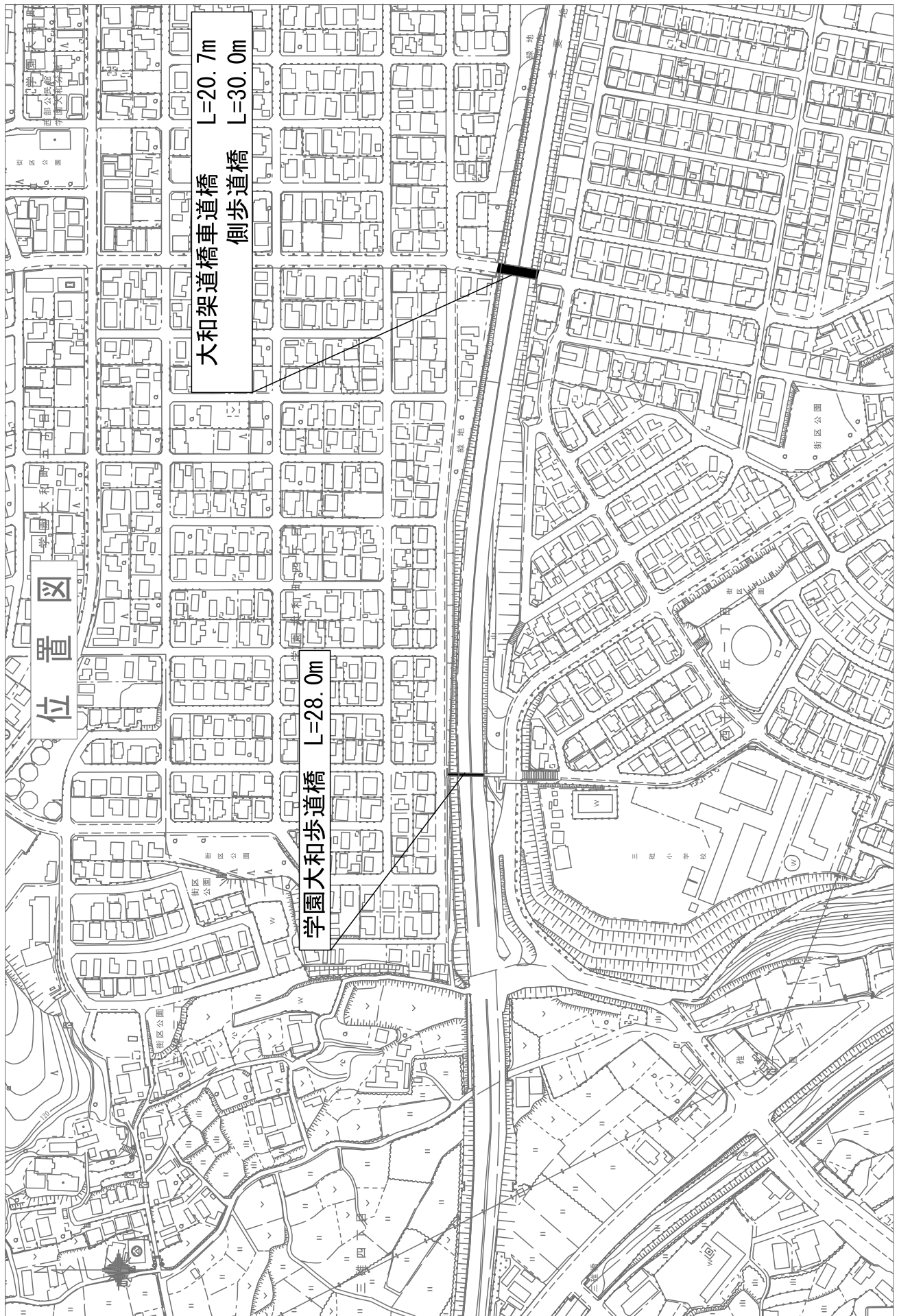
橋梁附属物工 一式

橋梁補修工 一式

現場塗装工 一式

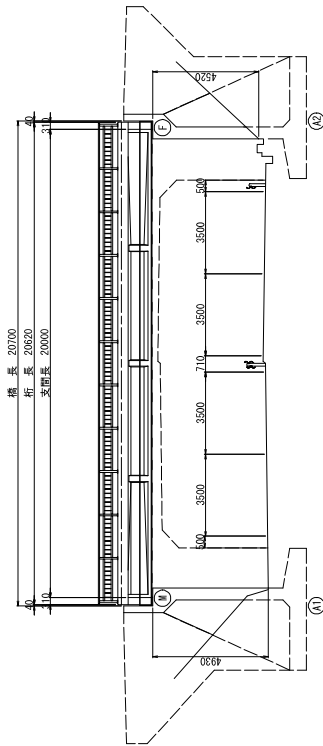
仮設工 一式

3. 工期 令和4年3月16日から令和5年3月31日まで

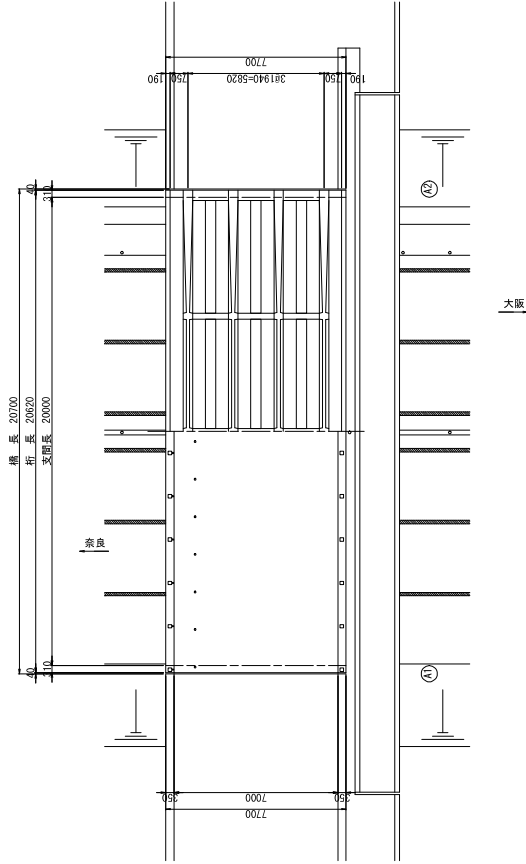


大和架道橋 橋梁一般図

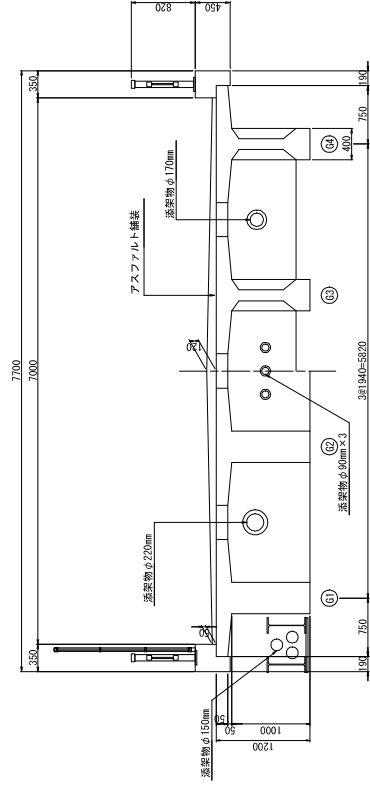
側面図 S=1:100



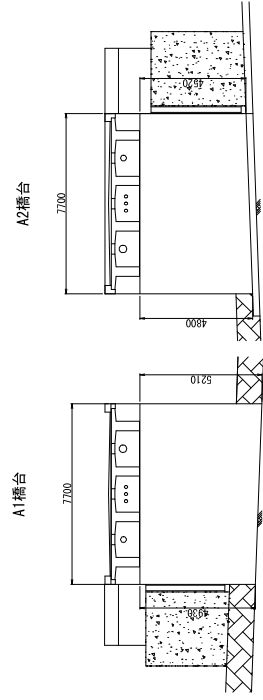
平面図 S=1:100



上部工断面図 S=1:30



下部工断面図 S=1:100



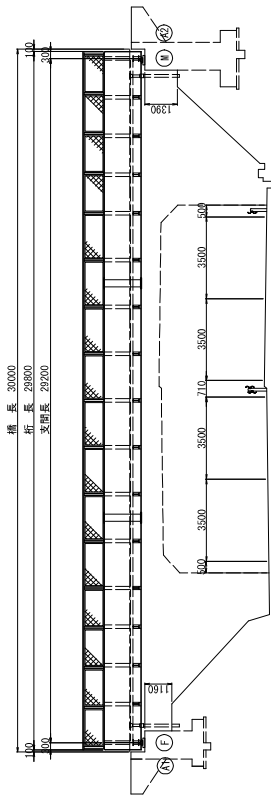
仕様表

| | |
|------|--------------------|
| 橋名 | 大和架道橋 |
| 橋址 | 大和架道橋600号線 |
| 橋長 | 600.00m |
| 橋幅 | 20.700m |
| 橋脚 | RCコンクリート連続桁橋 |
| 橋脚間隔 | 20.700m |
| 橋脚形式 | RCコンクリート連続桁橋 |
| 全長 | 20.620m |
| 全幅 | 20.000m |
| 全高 | 7.100m |
| 平均橋脚 | 7.000m |
| 平均橋脚 | Rc= |
| 平均橋脚 | 30 |
| 平均橋脚 | 0.5% (計測) |
| 平均橋脚 | 2.0% (計測) |
| 平均橋脚 | アスファルト舗装 t=50~70mm |
| 平均橋脚 | RCコンクリート連続桁橋 |
| 平均橋脚 | 逆工式橋台 |
| 平均橋脚 | 有 |
| 平均橋脚 | 昭和42年~45年頃 |
| 平均橋脚 | 設計図書 |
| 平均橋脚 | 不明 |
| 平均橋脚 | TL-14 |

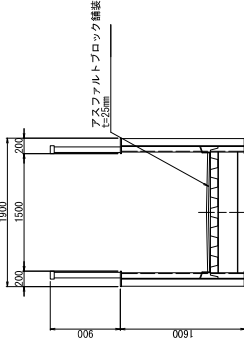
| | |
|------|--------------|
| 工事番号 | 令和 3 年度 |
| 工事名 | 橋脚補修工事 |
| 橋脚補修 | 橋脚補修工事 |
| 設計者 | 大和架道橋 橋脚補修工事 |
| 監理者 | 大和架道橋 橋脚補修工事 |
| 製図者 | 大和架道橋 橋脚補修工事 |
| 検査者 | 大和架道橋 橋脚補修工事 |
| 承認者 | 大和架道橋 橋脚補修工事 |
| 承認日 | |
| 図面番号 | 50 策中 1 号 |
| 製図者名 | 橋脚補修工事設計事務所 |

大和架道橋(側歩道橋) 橋梁一般図

側面図 S=1:100

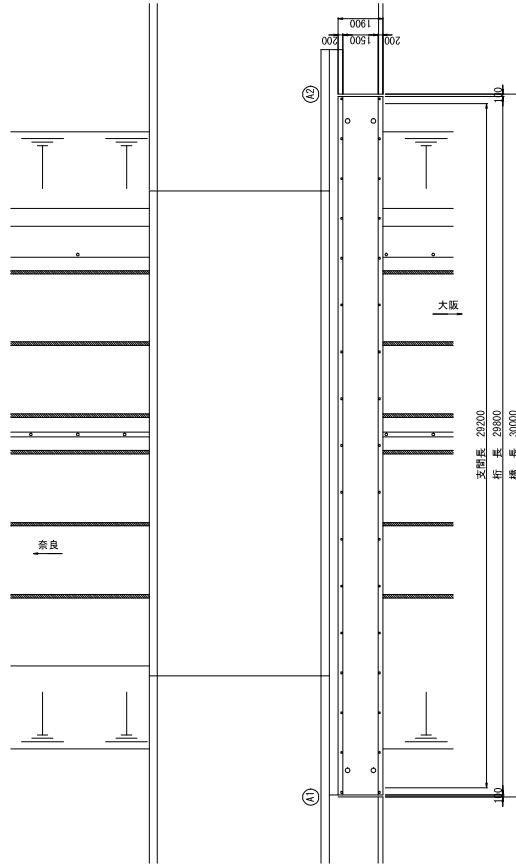


上部工断面図 S=1:30

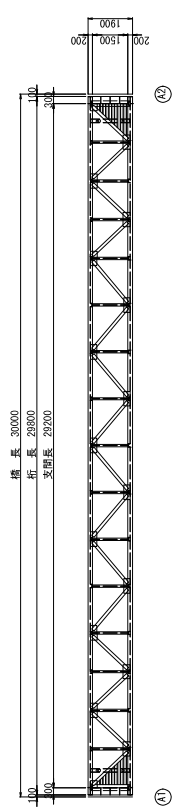


| 橋梁部元 | |
|-----------|---------------------|
| 橋梁名 | 大和架道橋(側歩道橋) |
| 路線名 | 市道 西部第60号線 |
| 交差期巾 | 既設道路 |
| 橋 種 | 側車軌鋼床版1桁橋(下路橋) |
| 橋 長 | 30,000mm |
| 桁 長 | 29,800mm |
| 支間長 | 29,200mm |
| 全幅員 | 1,900mm |
| 有効幅員 | 1,500mm |
| 平面橋形 | R=∞ |
| 斜 角 | 90° |
| 縦断勾配 | 1/100 |
| 構断面勾配 | 2.0%、2.0% |
| 鋼 梁 | アスファルトブロック鋼梁 t=25mm |
| 上部工形式 | 側車軌鋼床版1桁橋(下路橋) |
| 下部工及び基礎形式 | 重力式橋台、連立基礎 |
| 築造物 | 無 |
| 竣工年月 | 昭和55年4月 |
| 適用法令 | 不明 |
| 規格・設計荷重 | 群馬荷重 |

平面図(橋面) S=1:100

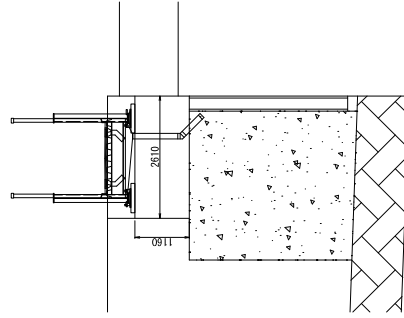


平面図(桁下) S=1:100

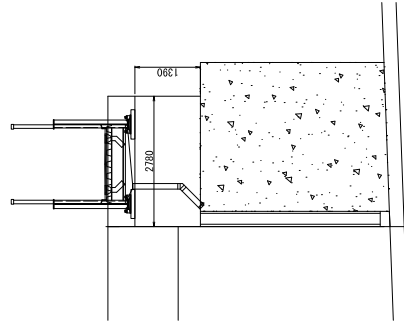


下部工断面図 S=1:50

A1橋台



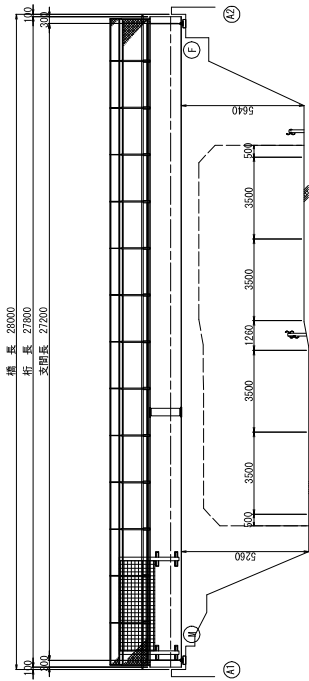
A2橋台



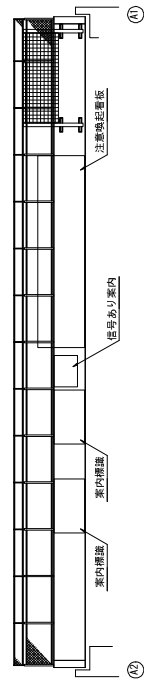
| | |
|---------|-------------------|
| 工事番号 | 令和 3 年度 第 2 号 |
| 工 事 名 | 橋梁耐震補修工事 |
| 設計者 | 有限会社 大和架道橋(株) 橋梁部 |
| 図 面 番 号 | 橋梁部 橋梁補修工事 橋梁一般図 |
| 技 術 課 | 設計 橋梁部 |
| 図面番号 | 50 策中 27 号 |
| 事務所名 | 有限会社 大和架道橋(株) |

学園大和歩道橋 橋梁一般図

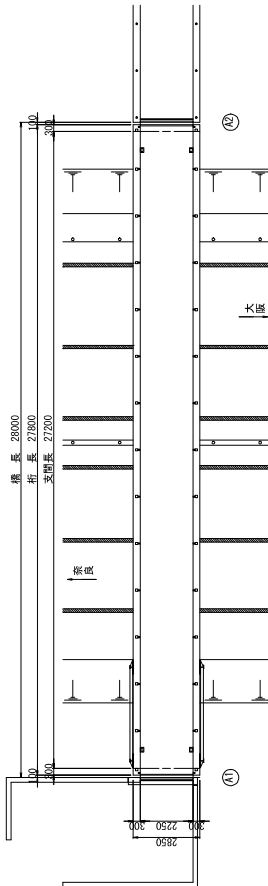
右側側面図 S=1:100



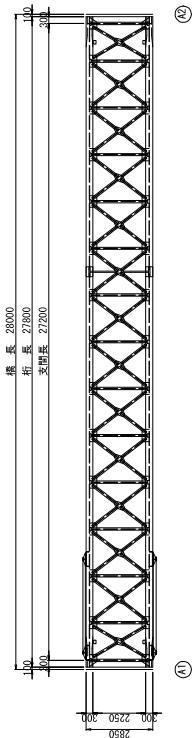
左側側面図 S=1:100



平面図 (橋面) S=1:100

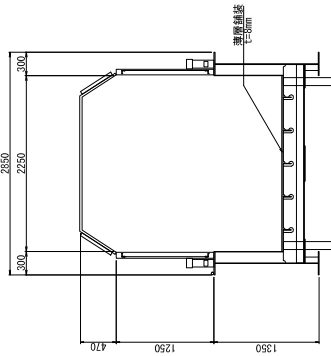


平面図 (桁下) S=1:100



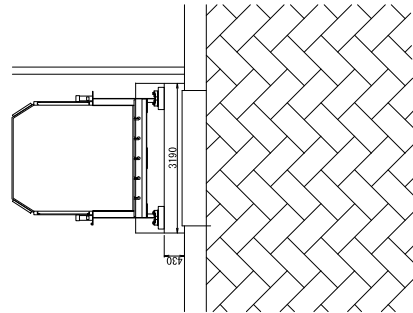
| 構造部元 | |
|---------|-------------------|
| 橋梁名 | 学園大和歩道橋 |
| 路線名 | 市道 西御第 3 号線 |
| 交差物件 | 阪奈道路 |
| 種類 | 単組桁梁橋 |
| 橋幅 | 28,000m |
| 桁長 | 27,800m |
| 支間長 | 27,200m |
| 全幅員 | 2,850m |
| 有効幅員 | 2,250m |
| 平面線形 | R=∞ |
| 斜角 | 90° |
| 橋脚形式 | U型 |
| 橋脚形式 | U型 |
| 橋脚形式 | U型 |
| 上部工形式 | 単組桁梁橋 |
| 下部工形式 | 不明 |
| 築造年月 | 有 |
| 竣工年月 | 1989年 |
| 適用法令 | 立体構造設計指針標準 (1978) |
| 規格・設計標準 | 不明 |

上部工断面図 S=1:30

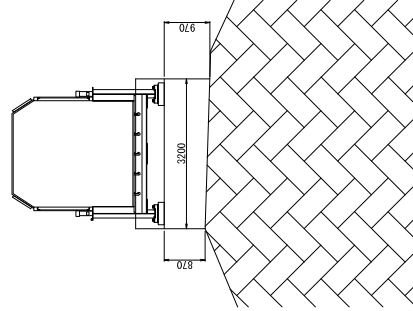


下部工断面図 S=1:50

A1橋台



A2橋台



| | | | |
|---------|-------------------|--------|--------------|
| 橋名 | 学園大和歩道橋 | 資料 No. | 55 第 40 号 |
| 橋種 | 歩道橋 | 設計者 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 橋脚形式 | U型 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 橋脚形式 | U型 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 橋脚形式 | U型 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 上部工形式 | 単組桁梁橋 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 下部工形式 | 不明 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 築造年月 | 有 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 竣工年月 | 1989年 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 適用法令 | 立体構造設計指針標準 (1978) | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |
| 規格・設計標準 | 不明 | 設計 | 有限会社 橋梁設計事務所 |

工事請負契約の一部変更について

大和西大寺駅北口駅前広場整備工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

令和3年12月16日に議決された奈良市議案第117号大和西大寺駅北口駅前広場整備工事の契約金額中「500,060,000円」を「595,394,800円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市高天町38番地の3
大和西大寺駅北口駅前広場整備工事
鹿島・三和特定建設工事共同企業体
代表者 鹿島建設株式会社奈良営業所
所長 岡野 隆
三和建设株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

増 額 95,334,800円

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月18日午前8時40分頃、奈良市鳥見町三丁目地内において、市道に設置されたカーブミラーが、根元の腐食により倒れ、家屋の壁を損傷させた事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 損害賠償の額 1,533,400円

損害賠償の額の決定について

令和4年2月21日午前10時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した水道管の漏水により流出した濁水及び土砂が私有地内の庭木、庭石等を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 損害賠償の額 3,267,000円

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 はやし 林 よう 揚 こ 子



履 歷 書

氏 名 林 揚 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]

資 格

[REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 ■■■■■■■■■■■■

氏 名 おく たに い さ こ
奥 谷 い さ 子

■■■■■■■■■■

履 歴 書

氏 名 奥 谷 い さ 子

生年月日 ██████████

現住所 ██████████

学 歴

██████████ ██████████

職 歴

██████████ ██████████

██████████ ██████████

██████████ ██████████

██████████ ██████████

██████████ ██████████

履 歴 書

氏 名 武 野 ゆ か り

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]

